

## 別 紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

五條市の人口構造は、生産年齢人口が47%、老年人口が37%、年少人口が7%で、高齢化・人口減少が進んでいる。産業構造は、卸売業・小売業が最も多く、次いで建設業、製造業と続き、宿泊業・飲食サービス業、不動産業・物品賃貸業、医療・福祉などとなっている。

交通網の利便性は向上したが、依然として通勤圏は狭く、従業員は市内又は市外近郊からの人材が多いため、新たな雇用において人材確保には苦慮している。

そのような中で、従前の人材を維持した状態で、多くの中小企業が先端設備の導入を行い、それぞれの企業体質に応じた労働生産性を高める取り組みを支援する。

##### (2) 目標

先端設備等の導入を推進することで、中小企業の経営の安定化を図る。

そのために、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

##### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

#### 2 先端設備等の種類

本市においては、幅広い分野での支援を推進するため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、雇用の安定を図るという観点から、市内に所在する事業所等（従業員等が常駐するものに限る。）の敷地内に設置されたもので、その発電電力を直接製品の生産もしくは販売または役務の提供の用に供するために自ら消費する設備（自ら消費した余剰分の電力を売電するものを含む。）を対象とする。

#### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

##### (1) 対象地域

中小企業が市内全域に点在するため、対象地域を限定しない。

##### (2) 対象業種・事業

幅広い分野での支援を推進するため、対象業種・事業については限定しない。

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月20日～令和7年3月31日とする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 市税の滞納が無いこと。

##### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。